

管理 No.	F034
--------	------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署：福祉部障がい福祉課  
 (自立支援給付係 / 内線:2794)

根拠区分	法律 ・ 条例	
許認可等の名称	指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定更新	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)
	根拠規定条項	第41条第1項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年条例第31号）奈良市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成25年条例第33号）奈良市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年条例第32号）奈良市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成25年条例第34号）
	基準規定条項	
	審査基準	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第41条第1項第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定は、6年ごとにそれらの更新を受けなければ、その期間の経過によって、それらの効力を失う。第2項 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この条において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。第3項 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。第4項 第三十六条及び第三十八条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の21第1項（障害者総合支援）法第36条第4項（法第37条第2項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める基準は法人であることとする。ただし、療養介護に係る指定又は短期入所（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請についてはこの限りでない。</p>
標準処理期間 (経由機関の日数)	申請受理日より概ね30日	

本票の作成日	平成29年2月3日作成
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正

審査基準（裏面追加）

	基準内容
審査基準等 補足	